

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社リツメンテナンス
代表者及び住所 兵庫県尼崎市西立花町一丁目6番24号
2. 指名停止措置期間 : 令和8年3月27日から令和8年5月26日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 六甲砂防事務所発注の「六甲砂防事務所庁舎警備業務」において、令和8年3月3日に開札を行った結果、株式会社リツメンテナンスが最低入札価格であったが、調査基準価格を下回ったため、落札決定を保留し、同社に低入札価格調査の資料提出を求めた。
しかし、同社から積算を誤っていたため低入札価格調査の資料提出及びヒアリングを辞退したい旨の申出があった。その後、令和8年3月6日付けで辞退届が提出されたものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社リツメンテナンスが低入札価格調査の資料提出及びヒアリングを辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)